

亀山市告示第156号

亀山市介護予防・生活支援サービス事業（第1層訪問型サービスB）実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月19日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市介護予防・生活支援サービス事業（第1層訪問型サービスB）実施要綱の一部を改正する告示

亀山市介護予防・生活支援サービス事業（第1層訪問型サービスB）実施要綱（令和4年亀山市告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(補助金の交付) 第8条 [略] 2 前項の規定により交付する補助金 (以下この条及び第10条において 「補助金」という。)の額は、1の サービスの提供につき <u>1,200円</u> とする。 3及び4 [略]	(補助金の交付) 第8条 [略] 2 前項の規定により交付する補助金 (以下この条及び第10条において 「補助金」という。)の額は、1の サービスの提供につき <u>1,000円</u> とする。 3及び4 [略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の第8条の規定は、令和7年4月1日から適用する。